

平成27年3月30日
三部共管 工事検査課

市町村職員の県工事検査への臨場検査研修に関する要領

1 目的

品確法（H17.4）の施行を受け、発注者支援の一環として、県工事の工事検査に市町村職員の臨場を可能とし、検査技術の習得を図ることを目的とする。

2 臨場検査研修への参加方法

- ①臨場検査研修に参加を希望する工事検査に関わる宮崎県内の市町村職員は宮崎県ホームページ <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kojikensa/index.html> に掲載される「臨場検査研修予定表」の工事内容等を確認し申し込む。
- ②申込み方法は、検査予定日の7日前までに市町村名、臨場者名、連絡先を県工事検査課へメール送信する。 kojikensa@pref.miyazaki.lg.jp
- ③臨場人数は1検査当たり2名程度とし、希望者多数の場合は受付順とする。臨場の可否は検査予定日の3日前までに臨場希望者に連絡する。また、連絡時に検査会場、検査開始時間等を連絡する。

3 留意事項

- ①臨場者は検査会場でのやりとりについて守秘義務を負うものとし、検査会場内では検査員の指示に従わなければならない。
- ②臨場者は検査会場でのやりとりについて生じた疑問について原則質問できない。質問等は検査終了後県工事検査課へアンケートに記載しメール送信すること。
- ③臨場者の検査会場までの移動手段は自ら確保すること。
- ④臨場者の服装（名札、ヘルメット、靴、雨具等を含む）は、工事検査に支障のない服装とし自ら準備すること。
- ⑤昼食は臨場者で準備すること。
- ⑥災害等不測の事情により検査予定日に変更となることがある。

4 その他

①問い合わせ先

宮崎県 環境森林部・農政水産部・県土整備部共管 工事検査課

e-mail kojikensa@pref.miyazaki.lg.jp

電話 0985-26-7563

- ②臨場者は検査終了後、アンケートを提出すること。